

大 個 審 第 1 9 号
(答 申 第 2 5 7 号)
平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 角 松 生 史

個人情報の取扱いに関する意見について (答 申)

平成 2 5 年 1 0 月 1 日 付 け 医 対 第 2 0 4 4 号 で 諮 問 の あ り ま し た 「 大 阪 府 救 急 搬 送 支 援 ・ 情 報 収 集 ・ 集 計 分 析 シ ス テ ム (ORION) 」 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 第 7 条 第 3 項 第 7 号 に 規 定 す る 個 人 情 報 の 本 人 収 集 の 原 則 に 対 す る 例 外 事 項 及 び 条 例 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 に 留 意 し て 、 個 人 情 報 の 保 護 に 万 全 の 措 置 を 講 じ る こ と を 前 提 に 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 患者等の個人情報の電子計算機処理を行うに当たり、これらの情報の漏えい、滅失、き損の防止等適切な管理のために必要な措置を講じるなど、大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム (以下「本システム」という。)における個人情報の安全確保に万全を期すること。
- 2 本システムにアクセスできる職員を必要最小限の者に限定するとともに、ID及びパスワードについては、第三者供与の禁止を徹底し、厳格に運用すること。
- 3 本システムは、スマートフォン (多機能携帯電話) を外部に持ち出して使用することから、当該スマートフォンの盗難、滅失、データ漏えい、改ざん等の防止のため必要な措置を講じるよう、各消防本部 (署) に対する注意喚起を十分に行うこと。
- 4 本システムの接続先である消防本部 (署)、医療機関におけるセキュリティについて、各消防本部 (署) 及び各医療機関においては、本システムにアクセスできる職員等が必要最小限の者に限定されることを確保するよう周知を徹底するとともに、アクセスできる職員に対しては、研修・教育の機会を定期的に設けるなど、各消防本部 (署) 及び各医療機関に対し、安全確保について万全を期するよう注意喚起を十分に行うこと。
- 5 今後、本システムの内容が変更され、収集・提供する個人情報の取扱データの範囲を拡大する等の場合は、事前に、改めて本審議会に諮問すること。